

農地の災害復旧への支援について

表面

台風や暴風雨などの自然災害により、農地が崩落するなどの大きな被害に遭った場合、復旧費用の一部を支援します。

対象となる災害

令和7年6月以降に生じた、以下の災害等が対象となります。

○ 降雨 最大24時間雨量が80mm以上・時間雨量が20mm以上

○ 洪水 警戒水位以上・低水位と堤防高の1/2 以上

○ 暴風 最大風速(10分間平均の最大値)15m/s 以上 ほか

※維持管理の義務を怠ったこと等に起因する被害の場合は、支援対象になりません。

要件について

1 復旧対象

災害による農地の崩落や土砂流入等の甚大な被害が生じた市内の「農地」及び「農地法面」

※ビニールハウスや農業用倉庫などの農業用施設は対象ではありません。

※農地であっても耕作を放棄した土地や、営農を行わない農地は対象になりません。

2 復旧工事

対象となる土地の原型復旧を基本に実施するものであって、次の要件を満たすもの

○ 復旧工事に要する費用が**13万円以上**であること

○ 同一事業において他の補助金を受けていないこと ほか

3 対象者

復旧工事を行う土地所有者で、次の要件を満たすもの

○ 復旧工事後も被災農地において営農を継続すること
(貸借人が営農を継続する場合を含む。)

○ 市税等を滞納していないこと

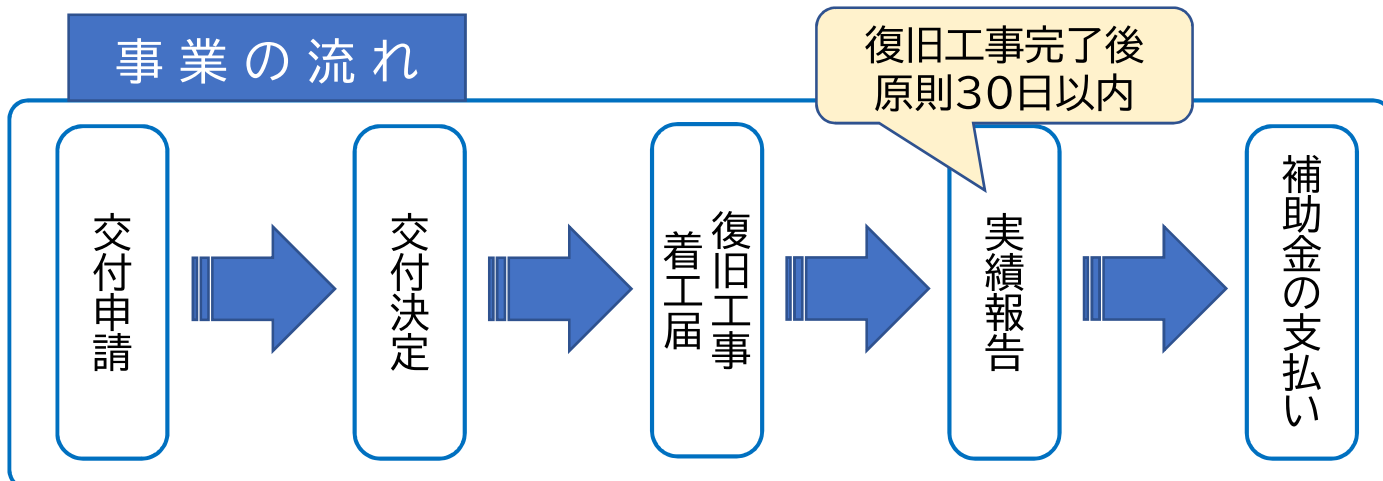
補助額について

復旧費用の3分の1(千円未満切り捨て)、ただし13万3千円を上限とする。

農地の災害復旧への支援について

裏面

事業の流れ



申請方法

1 申請書類

交付申請書等の市の指定様式の提出が必要になります。様式が必要な方は市ホームページをご確認いただくか、農業振興課までご連絡ください。

また、その他必要な書類は次のとおりです。

- 【交付申請】 復旧工事計画書・収支予算書・
復旧工事の見積書・被災状況の写真
【実績報告】 領収書の写し・工事完了後の写真



申請書類(様式)

2 申請期限

当制度の対象となる災害が発生した時に、
随時、市ホームページ等で周知いたします。

事業 Q & A

Q 既に復旧工事が完了していますが、復旧後でも申請できますか。

A 既に実施された復旧工事でも、安全確保や早急な農地利用を行うといった緊急性等を考慮し、補助の対象となる場合がありますので、農業振興課までご連絡ください。

Q ビニールハウスが被災しましたが、活用可能な補助はありますか。

A 災害の被害状況に応じて農林水産省の支援制度が臨時で設けられることがあります。
(支援制度が設けられた時は、随時、市ホームページ等で周知します。)

※ご不明な点がございましたら、事務担当までご連絡ください。

事務担当 伊勢原市農業振興課 農業政策係 TEL: 0463-94-4648 (直通)